

に輿論の反感を買つた因由であつた。

従業員側は後に述ぶるが如く、その削減率に於て可成りの譲歩を當局に餘儀なくせしめ得たが、職員給の節約四十萬圓については九月二百七十八名の整理を断行し、次いで任意退職希望者を募り三十一名を得て計二百九名の整理を爲した。之に缺員不補充により豫定の四十萬圓の節約の目的を達した。

備員人件費節約案として市當局の發表したる額は前掲電車關係の三百二十萬圓餘の外供給事業、乗合自動車並に貯工關係を合算して四百十八萬二千五百十九圓に達してゐる。その方法としては一齊解雇、手當支給、再採用の方策即ち現従業員に對し所定の退職給與金並整理手當を支給し一應退職せしむると同時に、低下したる給料に依り改めて引續き就業せしむる方策に出でた。その適用人員一萬百二十九人であり、整理手當の總額は二〇、四五二、一一二圓に昇り、一人當平均二、〇一九圓を支給する計算となつてゐる。而して再採用の場合の新給料は各自現在の本給と初任給(大體一圓二十五錢)との差額の二割を初任給に加算したるものを以てする。今此處に節約年額四百十八萬圓と稱するのは整理手當二千四十五萬圓を新規公債によつて賄ひ、その据置期間中の利子九十二萬圓を差引きたる額を示せるもので備員給料の減額は總額五百十萬圓であり、その据置期間後の元利償還額を差引きたる場合は三百五十餘萬圓の節約となつて居る。今左にその整理方法を見るに次の如くである。

記

(退職給付金、整理手當、更改採用其他の説明)

- 一、来る九月十日迄に退職の申出なき場合は改めて引續き就職せられたものと見做して其の取扱を致します、但し電車女子車掌、日給一圓二十五錢未滿の技工、日給一圓未滿の普通備員(技工を除く)と運輸補助手は従來と何等變りません。
- 二、右に依り新に就職せられた方の特典
 - (1) 普通は初任給で採用致すのでありますが今回に限り特に更改給で採用されます。更改給とは退職當時(臨時増給の方はその増給直前)の日給額(年功加給日額を含む)から初任給を控除した額の二割を初任給に加算したものであります。
 - (2) 退職年金を受ける方は之を受けながら勤務出來ます。

- (3) 褒賞休暇の取扱に關しては退職前から引續き在職したものと見做されます。
- (4) 次期の賞與の計算に關しても退職前から引續き在職したものと見做されます。

三、給付金及手當

- 1 引續き更改給で勤務される方も今回に限り次の三つの給付金や手當が全額即金で貰へます。
- 1 退職給付金

共済組合から支給するものでありまして組合加入後二十年を経過しない方は退職一時金(附表第二號参照)、組合加入後二十年以上を経過した方は退職一時金と退職年金(附表第一號参照)の中で希望のものが貰へます。そして今度更改採用された方は退職年金を受けながら勤めることが出來ます。

附表第一號(退職年金)

二十年以上二十一年未滿	給料月額ノ百分ノ四百二十五	二十五年以上三十六年未滿	同	百分ノ五百五十
二十一年以上二十二未滿	給料月額ノ百分ノ四百五十	二十六年以上三十七年未滿	同	百分ノ五百七十五
二十二年以上二十三未滿	同	二十七年以上三十八年未滿	同	百分ノ六百
二十三年以上二十四未滿	同	二十八年以上三十九年未滿	同	百分ノ六百二十五
二十四年以上二十五未滿	同	二十九年以上三十年未滿	同	百分ノ六百五十
三十年以上四十年未滿	一年毎に前項の額に給料月額ノ百分ノ三十を逐次加算したる額			

附表第二號(退職一時金)

(普通組合員に在りては左表に組合加入年月数を乘じたる額		特別組合員に在りては其の二分ノ一)		
一年以上二年未滿	給料月額ノ百分ノ五十	六年以上七年未滿	同	百分ノ百十
二年以上三年未滿	給料月額ノ百分ノ五十	七年以上八年未滿	同	百分ノ百二十
三年以上四年未滿	同	八年以上九年未滿	同	百分ノ百三十
四年以上五年未滿	同	九年以上十年未滿	同	百分ノ百四十
五年以上六年未滿	同	十年以上十一年未滿	同	百分ノ百五十
十一年以上二十一年未滿	一年毎に前項の額に給料月額ノ百分ノ三を逐次加算したる額			